

### 「阿武隈川上流遊水地群整備事業に係る住民説明会」開催報告

令和6年2月13日～2月29日、3町村(鏡石町、矢吹町、玉川村)地域住民の皆さまへ、遊水地群整備事業に係る説明会を開催いたしました。事業工程の振り返り、用地協議、代替地の調整状況、各種検討状況の報告、今後の予定等について意見交換をさせていただきました。大変お忙しい中、説明会にご参加いただきました皆さまには、感謝申し上げます。遊水地事業に関して質問やご意見がありましたら、出張所へご相談ください。阿武隈川沿川に住む皆さまの、安心・安全な暮らしの実現に向け、提案させていただきました治水対策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【報告内容】\*図面等は今後の検討で変更になる可能性があります。

- ①設計状況・用地協議進捗状況
- ②付替・取付道路
- ③支川処理
- ④代替地(宅地)の調整状況
- ⑤代替地(施設園芸)の意向調査結果
- ⑥地内利活用検討会
- ⑦遊水地群に関する理解促進の取組み
- ⑧丁張設置
- ⑨質疑応答

### ① 遊水地群の設計状況・用地協議の進捗状況

- 3つの遊水地整備を実施。(全体面積約350ha、※1洪水調節容量1,500～2,000万m<sup>3</sup>程度)
- 令和2年度からこれまで6回の事業説明会を開催。(参加者:延べ約2,000人)
- 地権者の皆様、地域の方々のご理解・ご協力により、令和4年10月から用地協議に着手。
- 令和10年度の完成を目指し、地権者の皆様と用地協議中。

#### 用地協議の進捗状況

遊水地	面積 (ha)	面積 (%)	進捗率 (%)
上流遊水地全体	350	76.7	21.9%
第一遊水地	130	18.3	14.1%
第二遊水地	120	8.4	7.0%
第三遊水地	100	50.0	50.0%

※各遊水地毎の進捗状況の違いは農地のみ対象となる用地協議を先行して実施していることによるもの。



**排水門**については、土質の状況や川の流れを考慮して、設置する位置を決めました。



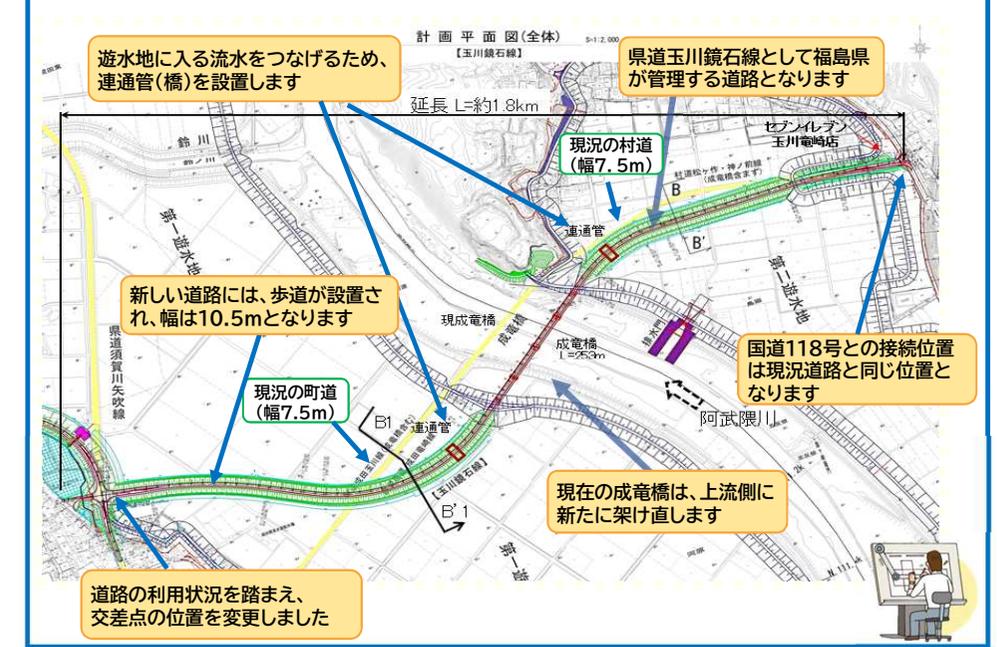
### ② 付替・取付道路の設計状況について

新しい道路は、道路面の高さを遊水地に貯まる水位より高くし、平面・縦断形状も現在の道路形状より悪くならないように計画しました。

- 付替道路
- (平面図)県道矢吹小野線



- (平面図)県道玉川鏡石線

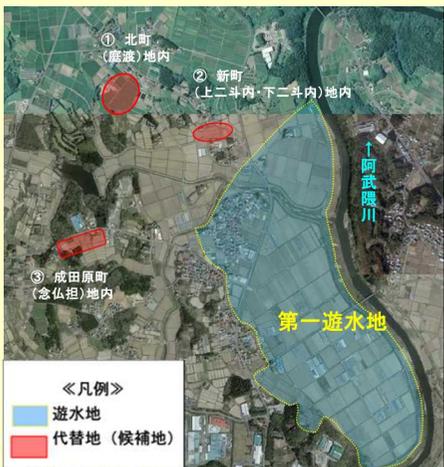




## ④ 代替地(宅地)の調整状況

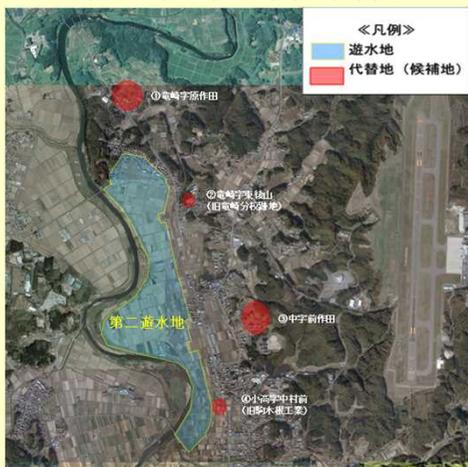
- 自治体の協力のもと、国が主体となって集団移転地を造成します。
- R5.11~12月にかけて実施した意向調査結果を踏まえ、集団移転の要件である、5戸以上の希望があった地区を選定し、説明させて頂きました。
- 今後も引き続きご意向を踏まえながら計画を進めていきます。

### 第一遊水地(鏡石町)の代替地



家屋移転意向調査(第2回)の集計結果より5戸以上の希望者のあった成田原町地区、新町地区について代替地として整備していきます。

### 第二遊水地(玉川村)の代替地



家屋移転意向調査(第2回)の集計結果より5戸以上の希望者のあった原作田地区について代替地として整備していきます。

## ⑤ 代替地(施設園芸)の意向調査結果

### 第一遊水地(鏡石町)施設園芸代替地

国が整備する代替地については、複数名という整備要件に満たなかったため、引き続き個別に協議を進めていきます。

### 第二遊水地(玉川村)施設園芸代替候補地

今後、国が整備する代替地を希望している方と個別に協議を行い、代替地の場所等を調整して行きます。



代替地整備(宅地)の基準(5戸以上)は、何の基準を基にしているの？

国の※防災集団移転促進事業の特例基準を準用しています。  
例えば、東日本大震災で高台へ集団で移転するといった事へ対応する事業

※【防災集団移転促進事業】とは？  
災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと思われる区域内にある住居の集団の移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図るものです。

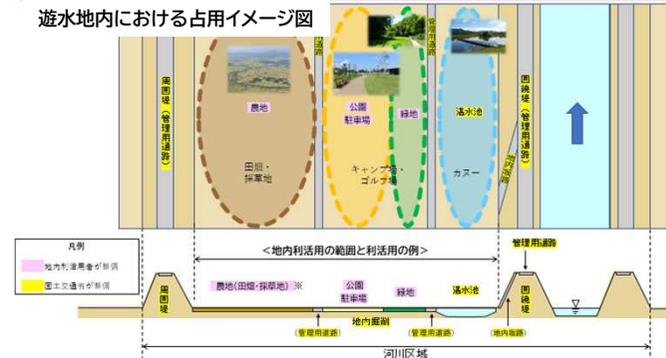
代替地(宅地)整備の予定は？

R6年度実施設計を行い、R7年度に宅地造成、住宅建築可能時期は、R8年度の予定です。

## ⑥ 地内利活用検討会

- 「阿武隈川上流遊水地群」における、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性等について検討し、地内利活用方針をとりまとめるために、利活用検討会の組織を上げました。  
令和6年1月30日 第1回検討会 開催(有識者・行政関係者等)  
令和6年3月25日 第1回作業部会 開催(地元関係者・行政関係者等)
- 利活用については、地元住民や民間企業の意向等をふまえ、各自治体の都市計画等との整合性実現性・持続性・地域振興の効果等の観点から検討します。
- 地内利活用の基本条件等
  - ・遊水地の河川管理施設(周囲堤、囲繞堤、越流堤、流入・排水樋門、管理用道路等)は、国土交通省が維持管理します。
  - ・遊水地内を利活用する場合は、占用主体となる自治体や民間事業者等が河川法による許可に基づき占用、維持管理することになります。

### 遊水地内における占用イメージ図



### 遊水地整備後の農地利用について

- 昨年10月に国土交通本省から全国に通知が出され、**全面買取方式**(現地盤を掘り下げて容量を確保する方式)の遊水地において**水田等の占用が制度上可能**となりました。
- 一方で、上流遊水地群については、掘り下げた地盤において**技術的に耕作可能なか**などの課題について今後、有識者や関係機関と連携しながら**課題の解決に努めて参ります。**

## ⑦ 阿武隈川上流遊水地群に関する理解を促進する取り組み

○阿武隈川流域内の住民を対象に、様々な機会を通して上流遊水地群の概要・役割を紹介

### パネル展示

各種イベントにおいて、遊水地群に関するパネルや模型を展示。  
・R5年度実績: 福島市、郡山市、須賀川市、伊達市 等 19回



### 出前講座・講演

小学生や地域住民に対して出前講座や講演で遊水地群について説明。  
・R5年度実績: 福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、桑折町、鏡石町、玉川村、矢吹町 等13回 約470人



### 『令和元年東日本台風から4年 巡回パネル展』

令和元年東日本台風の被害等、歴史的な大災害を忘れることなく水害への備えの啓蒙のため、巡回パネル展を実施。  
・R5年度実績: 福島県内全26会場(市町村役場、JR駅、道の駅、ショッピングセンター等)



## ⑧ 丁張りの設置

○これまでの説明会等において、地域の皆様から要望があった遊水地の周囲堤等の高さや幅などを現地でイメージ出来るように、土木工事で一般的に使用している資材を活用して、造るものの形を現地で表す「丁張り」を設置いたします。



住民説明会実施状況（矢吹町）



< 開催場所 > 三城目集落センター

- ① R6.2.13 (火)18:30～ 参加者23名
- ② R6.2.14 (水)18:30～ 参加者12名
- ③ R6.2.15 (木)18:30～ 参加者11名

[合計46名]

⑨ 住民説明会での質疑応答（矢吹町）

設計関係①

Q.流入樋門の効果・設置理由について教えてください。

A.流入樋門は、内水を遊水地の中に入れることで、内水による被害を少なくするために設けております。

設計関係②

Q.県道矢吹小野線と町道の交差点に右折車線は計画しているか。街灯は設置されるのか。

A.右折車線については、道路管理者と協議を進めており、調整中です。街灯は、現在設置されていない箇所に新たに設置することはありません。

設計関係③

Q.付替道路（遊水地外側の接続道路等）の幅員は、何メートルで計画しているのか。

A.現在、設計中です。

設計関係④

Q.阿由里川の堤防整備により、周辺の水田への農業機械の乗り入れが大変になることから、堤防法尻に水田への乗り入れのための側道を設けてほしい。

A.現在、県や町と調整中です。

内水・支川①

Q.シミュレーションで内水が残ること自体が住民にとっては不安であるため、ほとんど内水がないようにしてほしい。

A.令和元年台風規模の大きな降雨があった際、内水を完全になくすことは地形上困難であるが、現在、中規模の降雨の場合にどうなるかシミュレーションで確認し、施設の規模を検討しています。その結果については、改めてお知らせいたします。

利活用関係①

Q.遊水地内の利活用についてどのような施設を作りたいのか、町村からマスタープランを検討会や作業部会に提示するよう国から指導してほしい。

A.町村の計画、住民の皆様や企業からのアイデアと調和を図りながら、今後設置される作業部会の中で具体的な議論を進めていきたいと考えております。

利活用関係②

Q.遊水地内の利活用について、占用者がインフラ整備、維持管理を自分たちで負担、責任を負うとなるとアイデアも出せない。占用者の負担について、明確に説明してほしい。

A.遊水地内は河川区域であるため、占用の手続きが必要になる。これは農地利用をする場合も同様である。どのような利活用をしていくかについては、検討会にて今後方向性を検討していくこととしており、地内施設等について誰が整備するのかについても関係機関と調整し決定して参ります。

利活用関係③

Q.県道118号線、空港の付近に整備する遊水地を維持するにあたり、浜尾遊水地のような状態にならないよう、現制度の変更も含め検討してほしい。

A.浜尾遊水地については、堤防や施設は除草を行っており、遊水地の治水容量を侵す場合には樹木の伐採や土砂の撤去などの対応を行います。現在の状態が治水機能に影響はないと判断しています。

利活用関係④

Q.占用者主体で維持管理することについて、法律や制度を変えることも含め、柔軟な対応をしてほしい。

A.現在の制度以上のことはお答えすることはできません。ご理解願います。ご意見として伺います。

利活用関係⑤

Q.遊水地内を水田として占有する場合、用排水など誰がどの整備を行うのか。

A.現在、関係機関と調整中です。

理解促進関係①

Q.遊水地群に対する理解促進の取組に関し、令和6年以降の実施予定をどのように考えているか。巡回パネル展のアンケート結果について、理解が深まっているといえるのか。

A.令和6年度以降もパネル展示、出前講座を引き続き実施予定であり、巡回パネル展についても何らかの形で行っていきたいと考えております。アンケート回答数が多いとはいえないが、引き続き理解促進のための取組を進めて参ります。

その他①

Q.第3遊水地の用地買収が50%進捗している状況だが、耕作者にとって、周りに雑草が生い茂っていると病害虫の駆除等で大変困る。工事が始まるまでの買収した土地の環境整備は国で行って頂けるか。

A.国が買収した土地については、国で除草を行っており、今後も耕作の支障にならないように引き続き必要な除草作業は行って参ります。

その他②

Q.阿武隈川の整備計画の策定状況はどのようになっているか。

A.阿武隈川上流の整備計画については見直し中であり、提示できる時期は未定です。整備計画の上位計画にあたる基本方針は見直し済みであり、令和元年台風による基本方針等多くの計画の見直しが必要となり、時間を要しているところです。



< 開催場所 >

- ① 竜崎集会所 R6.2.16 (金)15:00~参加者32名 / 18:30~参加者26名
  - ② 中生活改善センター R6.2.19 (月)15:00~参加者25名 / 18:30~参加者13名
  - ③ 就業改善センター R6.2.20 (火)15:00~参加者16名 / 18:30~参加者12名
- [合計124名]

住民説明会での質疑応答（玉川村）

設計関係①

Q. 竜崎地区の付替道路の道路幅はどうか教えてほしい。

A. 管理用通路として周囲堤と一体となって国で整備する。周囲堤の天端幅は5mとしているため、付替道路の道路幅は5mとなります。

設計関係②

Q. 代替地の移転先である原作田地区から北に向かう村道と国道118号との交差点に右折レーン等の計画はされているか。

A. 現在右折レーン等の計画は考えておりません。

設計関係③

Q. 原作田地区の代替地の整備は、都市計画法に基づく開発行為であり、開発行為による規制が厳しいが、代替地の中にどんな工作物でも作る事ができるのか。

A. ハウス園芸など大規模な施設については難しいと考えています。ただし、農機具などを収納する小屋など小規模な施設であれば可能だと考えており、不適格な工作物については玉川村と調整し確認します。

設計関係④

Q. 代替地内の道路幅について、村と協議の上6mに決定した経緯を説明してほしい。都市計画法に基づく道路幅は4mでよいが、なぜ6mになったのか。

A. 玉川村と協議した結果、玉川村の基準に則り、新設する道路については最低基準の4mではなく、6mで整備を進めることにしております。

設計関係⑤

Q. 建設基準法に基づく、建物が1つで敷地とみなす。農機具の保存庫や農作業の選別所など住宅と関係のない建物は敷地を分ける必要が出てくることを考慮しているか説明して頂きたい。

A. 意向調査の中で、移転を希望される方の必要な面積は伺っており、この結果を元に、今後玉川村と代替地の土地の割り付け作業を行い、住民の皆様と協議したうえで決定します。

設計関係⑥

Q. 踏切閉鎖予定の踏切を通行して農作業に行くため、踏切閉鎖箇所を南側にも分散してほしい。北側を閉鎖されると国道118号をトラクターで迂回することになり大変危険である。

A. 水郡線の西側に農地がなくなることも踏まえて、JRとしては遮断機のない踏切は廃止する方向で検討しているため、遮断機のない北側の踏切が閉鎖する計画となりました。国道118号をトラクターで迂回し危険を伴うということもあることから、検討させていただきます。

設計関係⑦

Q. 越流堤の位置及び構造についてはどのように決めたのか。

A. 遊水地の効果を最大限発揮させるためには上流から水を流入させることが有利となることから、越流堤の位置を決めております。

内水・支川①

Q. バックウォーター対策による泉郷川の整備は分かったが、遊水地整備によって、JR水郡線や国道118号が内水で冠水しないか。ポンプ等を設置しないといけないのではないか。

A. 遊水地整備により阿武隈川からの外水氾濫はなくなる。内水対策については、流入樋門を2箇所設置し、遊水地内に水を引き込む計画です。JR下の暗渠(ボックス)が土砂堆積等で流れにくくなっている箇所については、村やJRと維持管理について調整しているところです。遊水地内が満水になった際の内水対応については、村と相談の上検討して行きます。

利活用①

Q. 遊水地内の農道や堀等の修繕や維持管理はどのように計画しているのか。

A. 遊水地の機能に支障をきたさないよう河川管理施設の維持管理は国で行います。越流堤に引っ掛かった流木や土砂の堆積等の除去も行います。遊水地内の占用施設については、各々の管理者が行います。

理解促進①

Q. 上流の田んぼやハウスが犠牲になることを下流の方々は理解しているのか。国および県の下流地区へのPRが足りないのではないか。

A. 下流の皆様は遊水地が浸水被害の軽減に役立っていることを伝えるためにパネル展や出前講座等を実施しており、今後も継続して理解促進の取り組みを行って参ります。

補償関係①

Q. 移転候補地において、アンケート結果が5戸以上集まらなかった東後山、前作田、小高は移転候補地から外れることになるのか。

A. 現在のところ原作田の一箇所が移転候補地となっており、その他の箇所も5戸以上集まれば代替地として整備を検討して行きます。

補償関係②

Q. 村で整備する地区への移転の場合は、国で整備する土地に移転する際と同様に交換で対応してもらえるのか。

A. 国で造成する土地については、現在の土地との交換で対応させて頂くが、村で整備した土地については、交換で対応することはできず、村による分譲となります。

補償関係③

Q. 竜崎地区の移転対象者が50人いるが、原作田以外へ移転を希望する場合はどう対応するのか。

A. 原作田以外への移転を希望する方は、基本的には個人で探して頂くこととなります。どのような場所があるか等、できる限り情報提供はさせていただきます。

補償関係④

Q. 個別協議に事務所の用地職員に来てもらいたい。

A. 職員だけでは全ての地権者に訪問する事が難しく、補償関係の業者に委託しているためご理解願います。丁寧な説明をするよう指導しておりますが、至らぬ点があれば事務所あるいは出張所にご連絡ください。

## ⑨ 住民説明会での質疑応答（玉川村）

補償関係⑤

Q. アンケート結果で営農を継続しない方がいるが、今回の遊水地計画がなければ営農をずっと続けていたと思う。営農を継続せず収入がなくなってしまう方に対しての補償については相談の上、よく考えて頂きたい。

A. 昨年10月に国土交通省の本省から通知が出され、遊水地の中でも営農することが制度上は可能となりました。今後も関係機関と調整したうえで、営農が継続できるように検討して参ります。施設園芸の代替地も整備するので、ご理解頂きたい。

補償関係⑥

Q. 今回の遊水地事業での村道等の補償金は、玉川村に入るのか(村道はほ場整備時に地権者から15%程度減歩している背景あり)。

A. ほ場整備の際に地権者から15%程度減歩していることは、国と玉川村も認識しています。現在の公共補償基準だと、土地の名義人に補償することになっており、皆様の土地だった部分もあるのは承知しておりますが、名義人である玉川村に補償することになります。

補償関係⑦

Q. 代替地の宅地について、面積はどのくらいまで求めることができるのか。

A. 現在の自宅周辺の畑およびハウス等、宅地と一体となっている施設を含めた面積と同程度と考えております。希望面積の調整については、今後個別にヒアリング等を行って個人の事情等を把握して参ります。

補償関係⑧

Q. 等積交換を原則とするがあるが、同じ面積で交換するのであれば、土地の価格差が生じるのではないのか。

A. 原作田地区については、現在の自宅の宅地価格よりも高くなることはないと考えております。土地の交換ではなく、補償金を元に売買契約をすることになるため、代替地との差額が生じる場合があることから、今後個別協議で調整させて頂きます。

補償関係⑨

Q. いつまで今の家に住めるのか。原作田に移転予定だが、宅地造成はいつ完了予定か。

A. 令和6年度に実施設計を行い、宅地造成を令和7年度に実施します。住宅の建築が可能になるのは令和8年度の予定です。

補償関係⑩

Q. 引越すかどうかの判断は造成が完了した宅地を見てからだと思う。造成された宅地をみて原作田への移転希望者も増減があるかもしれない。

A. 3月中に原作田地区への移転希望者向けの説明会の開催を予定しております。  
※家屋移転関係者へは別途、説明会の延期通知を送付済みです。

補償関係⑪

Q. 原作田以外への移転を希望している人はどうなるのか。

A. 原作田以外の移転候補地を希望される人は個人での対応となります。他の移転候補地3箇所(竜崎字東後山、中字前作田、小高字中村前)を希望される方には、できる限り情報提供させていただきます。

補償関係⑫

Q. 今の補償額では住宅を建てられないため、納得できない。代替地等先走られても困ります。

A. 全国統一の補償基準によって補償額を算定しております。ご理解願います。

補償関係⑬

Q. 全国の遊水地事業における補償基準を示してほしい(インターネットで調べたい)。

A. 国土交通省の公共補償基準に基づいて補償しており、インターネット上で公表されています。また、遊水地事業に限らず、国土交通省の道路、河川事業等はすべて国土交通省公共補償基準に基づいて補償しております。

補償関係⑭

Q. これから用地協議が始まるのに、すでに契約済みの方がいるのはなぜか。

A. 令和5年から始まった宅地の協議に先行して、令和4年から農地の協議を始めているため、農地の契約が進んでいる状況です。

補償関係⑮

Q. 現在の移転候補地4箇所以外に、5戸以上の移転希望者がそろう場所が出れば、集団移転先として整備してもらえるのか。

A. 竜崎区の遊水地対策協議会等の議論の中で、5戸以上の希望者がそろう移転希望箇所があれば、集団移転先として整備することはできます。なお令和6年度から実施設計に入るので令和5年度内に国に連絡頂ければ代替地として整備を検討して行きます。

補償関係⑯

Q. 原作田地区地権者への用地買収の説明はこれから始まるのか。

A. 地権者に対しては令和6年度の早い時期に用地調査の説明を行い、その後用地協議を行って参ります。

補償関係⑰

Q. 代替地整備の基準(5戸以上)は何の基準を基にしているのか。

A. 国の防災集団移転促進事業の特例基準を準用しております。

補償関係⑱

Q. 現在、水利組合に約40名の構成員がいるが、今後、用地の契約が進むことで組合の構成員が減少し、残った構成員で同じ面積を整備することになり苦労すると思われる。用地契約が済んだところは国で整備するような考えはあるのか。

A. 水利組合で管理している水路を国で管理することはできない。用地契約後、工事着手までは耕作継続が可能であり、多くの構成員の方が耕作継続して対応して頂くことも考えられるため、組合の皆さんで話し合って頂くようお願いいたします。

補償関係⑲

Q. 移転先でも自宅付近に作業場等を建築して、現在と同様な生活ができるのか。竜崎地区の60件の意向を聞いた上で、代替地設計等に反映してほしい。また、意向調査アンケートの結果をもって、あたくも決定事項のように進めるのはいかがなものか。

A. 原作田地区には住宅だけでなく、車庫や育苗ハウスといった施設も建築可能です。3月に原作田地区への移転希望者向けの説明会の開催を予定しているところです。「個別で探す」や「情報提供をお願いします」と回答頂いた方についても、出張所や玉川村にご相談ください。※家屋移転関係者へは別途、説明会の延期通知を送付済みです。

その他①

Q. 今回の説明会の開催を一週間前に回覧版で知った。直前に知らされても困るので郵送してほしい。

A. 地権者以外も対象とした説明会であるため回覧版で周知した。今後は、地権者に対しては郵送も併用してご案内いたします。

その他②

Q. 竜崎地区の隣の岩法寺地区には回覧版が回っていないと聞いている。岩法寺地区にも竜崎地区に土地を持つ地権者の方がいるので、回覧した方がよいのではないのか。

A. 岩法寺地区への回覧および地権者への郵送を行います。



## 住民説明会実施状況（鏡石町）



< 開催場所 > 鏡石町成田構造改善センター

- ① R6.2.27 (火)18:30～ 参加者27名
- ② R6.2.28 (水)18:30～ 参加者31名
- ③ R6.2.29 (木)18:30～ 参加者32名

[合計90名]

## ⑥ 住民説明会での質疑応答（鏡石町）

設計関係①

Q. 鈴川周辺の付替道路含め、生活道路については不便のないよう整備して頂きたい。

A. 取付道路については道路管理者および鏡石町と調整中である。今後、皆さんの必要性を伺いながら設計を進めて参ります。

設計関係②

Q. いつから掘削が始まるのか、代替地の造成にどのくらい時間を要するのか教えてほしい。

A. 掘削は令和7年度、代替地の造成工事も7年度に予定しており、盛土の強度については、盛土材の管理基準に基づき、住宅建設に支障がないように対応して参ります。

設計関係③

Q. 掘削した土を代替地造成に使用すると理解してよいのか。

A. 基本的には掘削した土を代替地造成の盛土として使用することで考えており、その際に土質の試験等を行い、盛土に適した部分を使用することで考えているが、土質改良も必要であれば行って参ります。

設計関係④

Q. 県道須賀川矢吹線の付替道路はカーブが多いが、構造上問題ないのか。

A. 周囲堤の上に乗ることで計画しているため、このような線形になった。構造については、道路構造令に基づいて設計を行っております。

内水・支川①

Q. 断面図を見ると、鈴ノ川と諏訪池川の合流部付近は堤防の高さは変わらないが、その代わり何らかで堤防を強化して頂けるのか。

A. 堤防については護岸を整備することで洗掘が生じないよう強化されております。

内水・支川②

Q. 鈴ノ川の現況堤防の高さから、バック堤を整備することで、どのくらいのバックウォーター対策が行われているのか。

A. 堤防の高さは断面図に記載しているバックウォーターの高さ以上で堤防整備する計画としており、断面については福島県と調整中であるため、変更が生じる可能性があります。

補償関係①

Q. 鏡石町道の付け替えに伴う費用負担の考え方について。

A. 機能補償として、100%国の負担で行います。

補償関係②

Q. 宅地の代替地の北町を希望している3名はどのようなのか(5名に達していないことから、国が整備しない説明を受けて)。

A. 3名の方々には個別に再度説明し、北町以外ではどこを希望するか意向を確認しているところです。

補償関係③

Q. 鏡石駅東を希望している移転者が一番多いが、補償額よりも多くの費用が必要となり、持ち出しが多くなると思う。これに対して、国の支援はどうなっているのか。

A. 全国での統一補償基準に則って補償額を提示しています。よって、個別の補償などありませんが、個別協議の中で丁寧に話を伺わせていただきたいと思いますと考えております。

補償関係④

Q. 公共事業の一時取得金に対する5千万円控除の変更(増額)の検討は可能なのか。

A. 上部機関を通じて、主管庁である財務省へ働きかけてはいるが、現在のところ金額に変わりはありません。

補償関係⑤

Q. 令和元年の災害で、農林水産省の補助金で農機具の購入や施設の修繕を行ったが、補助金の返還の話について進展はあったか。

A. 東北農政局と福島県との協議で返還の必要はないこととなった。しかし、営農を少しでも継続していることが条件であることから、完全に営農をやめる場合は、個別に協議させていただきます。

補償関係⑥

Q. 用地協議や住宅建設の関係で契約が遅く(R7~8)なる場合でも、移転に要する期間は考慮するのか。

A. 個別協議で確認し、相談させていただきます。

補償関係⑦

Q. 施設園芸の意向調査の結果、希望者は1人であったが、何年も待ったのに最終的には国で整備できないということなのか。今後自分で土地を探さなくては行けないのか。

A. 国で整備する要件の複数名に満たなかったため、引き続き国および町で代替地の情報提供も行い、個別に対応します。また、移転対象施設の補償についても今後個別に協議して参ります。

その他①

Q. 堤防の草刈等、堤防の管理はどのようにしていくのか。

A. 阿武隈川本川の堤防は、原則年に2回草刈りを行うこととしていますが、遊水地をどのように管理していくかについては、今後調整させていただきます。

## 【阿武隈川上流遊水地群整備のお問い合わせ先】



東北地方整備局 福島河川国道事務所  
阿武隈川上流緊急治水対策出張所

住所：福島県須賀川市花岡 34-2  
電話：0248-63-9966 (受付時間 | 平日8:30~17:15)



阿武隈川緊急治水  
対策プロジェクトHP



福島河川国道事務所  
公式X(旧Twitter)